

麻薬年間受払届記載要領

秋 田 県

麻薬及び向精神薬取締法第 47 条、第 48 条及び第 49 条の規定に基づき、麻薬小売業者、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）及び麻薬研究者は、前年の 10 月 1 日に所有した麻薬の品名及び数量、前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に譲り渡し、又は譲り受けた麻薬の品名及び数量等を、その年の 11 月 30 日までに麻薬業務所の所在地を管轄する県保健所へ届け出る義務があることから、その取扱いについて次に定める。

1 提出期限及び提出先

毎年 11 月 30 日までに麻薬業務所の所在地を管轄する県保健所に届出すること。

県保健所名	所在地	電話番号	所管
大館保健所	〒018-5601 大館市十二所字平内新田 237-1	0186-52-3952	大館市・鹿角市・鹿角郡
北秋田保健所	〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱 76-1	0186-62-1166	北秋田市・北秋田郡
能代保健所	〒016-0815 能代市御指南町 1-10	0185-52-4333	能代市・山本郡
秋田中央保健所	〒018-1402 潟上市昭和乱橋字古開 172-1	018-855-5170	秋田市※・男鹿市・潟上市・南秋田郡
由利本荘保健所	〒015-0885 由利本荘市水林 408	0184-22-4122	由利本荘市・にかほ市
大仙保健所	〒014-0062 大仙市大曲字上栄町 13-62	0187-63-3404	大仙市・仙北市・仙北郡
横手保健所	〒013-8503 横手市旭川一丁目 3-46	0182-32-4006	横手市
湯沢保健所	〒012-0857 湯沢市千石町二丁目 1-10	0183-73-6155	湯沢市・雄勝郡

※秋田市内の麻薬業務所においては、秋田市保健所（〒010-0976 秋田市八橋南一丁目 8-3）に提出可

2 提出部数

1 部（2 部作成し、1 部は届出者控えとすること。）

※提出方法は、窓口持参又は郵送のほか、保健所が指定する方法とする。ファクシミリは不可。

3 記載内容

（1）麻薬業務所、届出義務者

- 麻薬業務所所在地及び名称欄は、麻薬取扱者免許証に記載されているとおりの業務所所在地及び名称を記載すること。特に「医療法人」「株式会社」等の有無に注意すること。
- 免許番号欄は、現在有効の麻薬取扱者免許（小売業者、管理者、施用者、研究者）の番号を記載すること。
- 氏名欄は、麻薬小売業者については薬局開設者の氏名（法人の場合は代表者の職氏名まで）を記載すること。麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者については免許者個人の氏名を記載すること。
- 連絡先欄は、届出内容に関する照会先となる電話番号を記載すること。

（2）品名、数量

- 同じ品名でも、規格（剤型、含有量等）が異なれば、別品目として記載すること。また、自家予製剤の%散は、原末に換算せず別品目として記載すること。
- 後発品など品名にメーカー名が含まれる場合は、メーカー名まで記載すること。
- 数量の単位は、A（アンプル）、V（バイアル）、本、個、錠、g、mL、枚又は包とすること。
- 単位が g 又は mL となる品目の数量については、小数第 1 位以下まで記載すること。

(3) 期初在庫

- ・ 前年 10 月 1 日時点の在庫数を記載すること。
- ・ 前年に提出した麻薬年間受払届の「期末在庫」の数量と一致することを確認すること。
- ・ 前年 10 月 1 日時点で在庫がなかった場合は、「0」とすること。(新規開業のほか、開設者変更、業務所移転により前年 10 月 1 日以降に新たに免許を受けた場合を含む。)

(4) 受入数量

- ・ 前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までの期間に、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量及び麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を得て譲り受けた麻薬の数量の合計を記載すること。
なお、麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を得て譲り受けた麻薬の数量は、内数として括弧書きで併記すること。
また、次に該当する場合は、括弧書きで別掲し、その旨を備考欄に記載すること。
 - ☐ 原末から予製した麻薬の数量
 - ☐ 麻薬業務所でなくなった医療機関、薬局等の開設者から譲り受けた麻薬の数量（廃業のほか、開設者変更、業務所移転の場合を含む。）
 - ☐ 麻薬診療施設において、再利用するために入院患者等から譲り受けた麻薬の数量
 - ☐ 同一の麻薬研究施設に従事する他の麻薬研究者から譲り受けた麻薬の数量

(5) 払出数量

- ・ 前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日までの期間に、麻薬診療施設においては、麻薬施用者が施用し、又は施用のため交付した麻薬の数量を、麻薬小売業者においては、麻薬処方箋と引換に交付した麻薬の数量及び麻薬小売業者間譲渡許可を得て譲り渡した麻薬の数量の合計を、麻薬研究者においては、研究のため使用した麻薬の数量を記載すること。なお、麻薬小売業者が麻薬小売業者間譲渡許可を得て譲り渡した麻薬の数量は、内数として括弧書きで併記すること。
また、次に該当する場合は、括弧書きで別掲し、その旨を備考欄に記載すること。
 - ☐ 倍散に予製した麻薬の数量
 - ☐ 麻薬廃棄届により保健所職員立会の下、廃棄した麻薬の数量
※備考欄に数量の他、届出年月日を記載すること。
※廃棄日が対象期間内にあるものを記載すること。
※「調剤済麻薬廃棄届」により廃棄した麻薬の数量は記載しないこと。
 - ☐ 麻薬事故届により届け出た、滅失等した麻薬の数量
※備考欄に数量の他、届出年月日を記載すること。
※事故発生日（発生日が明確でない場合は推定日）が対象期間内にあるものを記載すること。
 - ☐ 同一の麻薬研究施設に従事する他の麻薬研究者に譲り渡した麻薬の数量

(6) 期末在庫

- ・ 当年 9 月 30 日時点の在庫数を記載すること。
- ・ 現物の確認不足による所在不明等の事故発覚の遅れを防ぐため、必ず現物の数量を確認すること。
- ・ 散剤等の秤量誤差の調整を行った場合には、備考欄に g 数又は mL 数を記載すること。

4 注意事項

- ・ 対象期間中に使用しなかった麻薬を含め所有する麻薬全てについて報告すること。
- ・ 対象期間中に麻薬の所有が一切なかった場合においても、「期間中取扱いなし」として届け出ること。
- ・ 過去の届出内容の誤りが判明した場合は、麻薬業務所の所在地を管轄する県保健所に速やかに連絡すること。

5 その他

本要領は、令和7年5月29日から施行する。

令和7年9月8日一部改正する。